

## 福島県工業開発計画の福島県商工業振興基本計画への統合について

### 【現状】

- 福島県工業開発計画－新生ふくしま工業プラン－（以下、「工業プラン」という。）は、福島県工業開発条例（裏面参照）に基づき、工業開発の基本方向を明らかにするとともに、工場の適正な立地を図るため策定されている。
- 工業プランを定めようとするときは、福島県中小企業振興審議会等の意見を聴くものとされている。
- 工業プランは、福島県商工業振興基本計画－新生ふくしま産業プラン－（以下、「産業プラン」という。）の個別計画として位置付けている。

### 【統合理由】

- 工業プランは、産業プランの個別計画として位置付けられており、工業プランで定めている「本県工業の現状と課題」「工業開発の基本目標」「工業開発の展開方向」「地域別構想」等の内容が産業プランに網羅されている。
- 上記から、市町村より両計画が類似している等の指摘もあり、今般の新たな産業プラン策定において、「第1章 計画策定の趣旨」における「計画策定の性格」に工業プランの統合を明示することで、類似する計画を一本化し対外的に分かりやすいよう整理する。

#### 《工業プラン》

- ・本県工業の現状と課題
- ・工業開発の基本目標  
工場立地件数等の目標（全体、再エネ、医療）  
工業に関する数値目標（製造品出荷額等、付加価値額、従業員者数、工場敷地面積、工業用水需要量）
- ・工業開発の展開方向  
企業の復旧・復興（事業再開・継続への支援、取引拡大支援等）  
新たな時代をリードする産業の創出（再エネ、医療、ロボ、航空宇宙等）  
工業を支える基盤整備（工業用地の確保、工業水の確保等） …等
- ・地域別構想（県北・県中・県南・会津・相双・いわき）

### （補足）

産業プランに記載のない工業開発の基本目標における工業に関する数値目標（下線部）及び工業開発の展開方向における工業を支える基盤整備については、新たな産業プランにて追記・整理することとする。

## 【参考】

### ○福島県工業開発条例

(工業開発の基本理念)

第二条 本県の工業開発は、地域産業との健全な調和、生活環境の保全及び土地の合理的かつ効率的利用が十分に図られるべきことを基本理念として推進するものである。

(工業開発計画)

第四条 知事は、第二条に定める基本理念にのっとり、自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、工業開発を計画的に推進することが適当であると認められる地区及び工場立地を積極的に推進することが適当であると認められる地区について、工業開発の基本方向を明らかにするとともに、工場の適正な立地を図るため、工業開発計画を定めるものとする。

2 工業開発計画には、工業開発地区に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 工業開発の目的に関する事項
- 二 工業用地の取得及び造成に関する事項
- 三 労働力の需給に関する事項
- 四 工業の種類及び規模に関する事項
- 五 工場の立地に伴う公害の防止に関する事項
- 六 道路、用排水施設その他の産業関連施設の整備に関する事項
- 七 その他工業開発に関する事項

3 知事は、工業開発計画を定めようとするときは、福島県中小企業振興審議会及び関係市町村長の意見を聴くものとする。